

令和2年度

鳥取県立童謡館並びに鳥取世界おもちゃ館の管理運営に関する事業計画書

1 管理運営の体制

(1) 管理運営の方針

当年度は、令和元年度から令和5年度までを期間とする鳥取県立童謡館並びに鳥取市立鳥取世界おもちゃ館の指定管理の2年目となります。また、平成7年7月7日に両館がわらべ館としてオープンして25年目となる節目の年でもあります。このため、夏休み時期を中心に開館25周年の記念となる事業も計画しています。指定管理者として引き続き県や市と協力しながら、童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムの利用促進を図り、特色ある地域文化の発展に全力を尽くす所存です。

施設設備の管理に際しては、施設設置の基本理念に則り、協定書及び業務仕様書に基づいて適切に業務を遂行します。県民市民に愛される公共施設として利用者の立場に立ち、公立施設にふさわしい利用者サービスを提供します。施設の運営においては、童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合文化施設として、財団が一元的に管理する利点を最大限に活かし、わらべ館として一体的な相乗効果を生み出せるよう、指定管理期間を通じて効率的な施設管理、効果的な事業推進に取り組んで参ります。

(2) 管理運営の体制

管理運営の体制については、常勤の館長の下、文化事業の実施及び収蔵資料の活用を事業推進室が、施設の保守管理及び公益法人としての活動を総務係がそれぞれ担う、権限と責任の明確な組織体制とします。小規模組織の利点である意思決定の速さと意思疎通の緊密さを最大限に活かし、適正かつ円滑に業務に当たります。

職員の配置については、原則として年末年始（12月29日～翌1月1日）を除く日の午前8時30分から午後5時30分まで（多目的ホールの夜間利用がある際は、最長午後9時まで）、職員が施設に駐在し、利用者へのサービスを提供します。

また、施設の特性上幼児や年少者連れの利用が多いことに常に配慮し、不時の事態にあっても臨機に必要な行動がとれるよう、日々の業務を通じて職員の資質向上に取り組めます。

職種	常勤・非常勤	勤務日数 (月平均)	担当する主な業務
館長	常勤	21日	館を代表し、統括する。
次長兼事業推進室長	常勤	21日	館の次席。室を運営する。

事業推進室			文化事業の企画と推進。
おもちゃ主任専門員	常勤	21日	おもちゃ収蔵資料の管理、調査研究等。
童謡・唱歌専門員（2名）	常勤	21日	童謡収蔵資料の管理、調査研究等。
企画員（2名）	常勤	21日	文化事業の企画、実施のリーダー。
主査（3名）	常勤	21日	文化事業の企画、実施。
総務係			館及び法人の運営。
係長	常勤	21日	係を運営する。
主査（3名）	常勤	21日	館及び法人の運営に係る業務。
受付職員（5名）	非常勤	20日	入館者への対応
計	19名		

（3）管理運営の考え方

ア 公立の施設であるという認識を常に持ち、利用者の安全を第一に確保するとともに、公平・公正な施設運営を行い、県民市民に開かれた施設を目指します。

イ 顧客満足を重視し笑顔で親切丁寧な対応を心掛け、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査するとともに、定期的な自己評価を実施して業務の質とサービスの向上に努めます。

ウ 定期的に館内を巡回し、施設設備の状態や利用者の状況を把握します。利用者からのご意見ご提案には真摯に向き合い、クレームがあった際には適切な対応を心掛け、可能な限り改善の措置等を講じます。また、「利用者の声」としてホームページに公開し対応方針を掲示するとともに、鳥取県及び鳥取市に報告します。

エ 魅力ある展示やイベントの実施、友の会会員の拡大、ポイントカードの発行によるリピーター対策、きめ細かな広報の実施等により、利用者数の増大を図り、収入を確保するよう努めます。また、費用対効果の観点に基づき、施設管理やイベント等の事業全体の見直しや改善を継続して行い経費の節減に努めます。

オ 日々の巡回等により火災、事故等の発生を未然に防げるよう心掛けるとともに、万一の際には「わらべ館消防計画」に基づき、速やかに必要な行動が取れるよう、消防署の指導のもと消防訓練を実施します。また、AED（自動体外式除細動器）の操作や負傷者の応急処置等が行えるよう、非常時に備えた訓練を併せて実施します。

カ 地震への対応としては、「わらべ館防災（地震）管理マニュアル」に基づき緊急時の対応を行なうとともに、西町町内会の協力を得て、合同で防災（地震）訓練を実施します。

キ 不審者の侵入等、犯罪の防止については、「わらべ館防犯マニュアル」に基づき、未然防止に努めるとともに、警察署の指導のもと緊急時に対応できるよう防犯訓練を実施します。

- ク 感染症流行期に限らず日ごろから来館者用の消毒液を館内に配置するとともに、清掃業者による館内清掃に努め、感染症予防を図ります。
- ケ 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、財団の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。併せて、適宜職員の意識啓発のための研修会を実施し、関係法令等の遵守と適切な管理体制を構築します。
- コ 来館者へのサービスのため、1階休憩コーナーに自動販売機を設置します。販売物品は、利用者の要望から清涼飲料水並びにアイスクリームとします。
- サ リサイクルの推進、省資源・省エネルギー廃棄物の削減に努め、環境に配慮します。
- シ 館内において障害者福祉サービス事業所によるパンの販売を実施するなど、あいサポート団体として、障がいへの理解を深め、誰もがお互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指します。
- ス わらべ館1階の休憩コーナーに、文化・観光情報コーナーとして県内外や東部地区で開催される各種催しや近隣施設のチラシ等を設置し、利用者や観光客の利便性向上に向けた情報発信に努めます。また、子育て世代の利用も多いため、行政等の子育て支援情報の発信スペースとして積極的に情報提供します。
- セ 隣接するわらべ夢ひろばの活用策として管理している鳥取市公園・スポーツ施設協会と連携して遊具を貸出し、わらべ館の魅力アップを図るとともに利用者満足の上昇を図ります。

2 委託業務の実施計画

管理業務の実施計画

(1) 施設設備の保守管理及び修繕

- ア 定期的な館内外の巡回により、劣化、破損、腐食、漏水等がないか点検し、異常があれば速やかに修繕を行うとともに、必要に応じて鳥取県及び鳥取市に連絡して、対策を取ります。
- イ 設備機器の法定点検及び初期性能、機能保持のための外観点検、機能点検、機器動作、整備業務等を行い、記録表を作成し保管します。
- ウ 設備機器の適正な運用を確保するために、関連する電力、用水、ガスの使用状況の運転記録をとり日々の監視業務を徹底します。設備機器の稼働に当たっては環境に配慮しつつ適正な運転を行い、省エネルギーに努めます。
- エ 借り受けしている備品は適切に管理するとともに、修繕が必要な場合は鳥取県又は鳥取市と協議を行いその指示に従います。また、施設利用者への貸し出し、返却に当たっても適切な管理を行います。

(2) 施設の保安警備、清掃等

ア 定期的に館内外の巡回を実施し、不審者・不審物の発見に努めるとともに、必要に応じて警察への通報を行うなど、保安警備を徹底します。また、夜間は警備会社に警備を委託し万全を期します。地下駐車場については、夜間はバリカーを上げシャッターを下ろして保安に努めます。

イ 年間を通して安全快適な衛生環境を保つため、定期的に空気環境測定（年6回）、飲料水水質定期検査（年2回）、飲料水水質夏期検査（年1回）、残留塩素測定（年52回（7日以内に1回））、飲料水受水槽清掃（年1回）、衛生害虫駆除（年2回）を行います。

ウ 美観維持と環境整備のため四季の花の入れ替えと樹木の剪定、病害虫の駆除、滝の清掃等を行い適切に管理します。また、鳥取県認定禁煙施設として、敷地内全面禁煙の徹底を図ります。

（3） 管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ア 子どもから高齢者まで楽しんでいただける健全な文化観光施設としての観点から、開館・閉館時間を設定します。開館時間は、午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあつては午後9時）までとします。ただし、連休及び夏期の開館時間の延長については、利用者サービスの向上を図るため、過去の実績やニーズを踏まえて実施します。

開館延長の日

令和2年5月2日（土）～5月6日（水）は、朝8時から開館

令和2年6月20日（土）は、夜8時まで開館

令和2年8月13日（木）～8月16日（日）は、朝8時から開館

イ わらべ館の開館を記念して、また県政に対する協力及び住民サービスとして以下の日を無料入館日とします。

入館無料の日

わらべ館創立日（7月7日）、とっとり県民の日（9月12日）、関西文化の日（11月）のうちの館長の指定する日。

ウ 休館日の設定については、施設を広く利用していただくため、原則として施設設備の保守点検等に必要最小限の日数のみを休館日とし、次のとおりとします。

定期休館日

8月を除く毎月の第3水曜日

※ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日

年未年始

12月29日から翌年1月1日までの日

(4) 利用料金

管理施設の利用料については、公立の施設として広く一般の利用に供するため、低廉な料金設定とし、以下のとおりとします。

<鳥取県立童謡館>

ア 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

イ 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,790円
午前・午後	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,610円
全日	1回につき 10,520円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「午前・午後」とは午前9時から午後5時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいうものとします。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。)又は午後5時から午後6時まで(午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。)の間に利用する場合の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとします。

※延長利用料の額

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

- 3 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとします。

※冷房・暖房使用料の額

利用区分による利用料の2割の額（延長利用料にあつては延長利用料の2割の額）

ウ 設備使用料

設備名	設置数量	利用料（1時間あたり）	
		単位	金額（円）
ピアノ	1	台	400
マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250
CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	-	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450

<鳥取世界おもちゃ館>

エ 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であつて20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

(5) 利用料金の減免に対する考え方

ア 次の考え方により、利用料金を減免します。

- (ア) 子どもの社会教育施設であることから、高校生以下は入館料を無料とします。
- (イ) 社会参加の促進を図るため、障がい者及びその介護者並びに介護保険制度による要介護者、要支援者及びその介護者は入館料を無料とします。
- (ウ) 外国人観光客等の増加を図るため、すべての外国人観光客の入館料を半額とします。
- (エ) このほか、次に挙げる場合にも利用料金を減免します。

項 目	減免率
a 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。	利用料金の1/2

<p>b 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p>	<p>利用料金の全額免除</p>
<p>c 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者、その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者(以下「障がい者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>(a) 入館するとき</p> <p>(b) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されているとき</p> <p>ア 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1以上のとき</p>	<p>入館料の全額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p> <p>利用料金の半額免除</p>

イ 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1未満のとき (c) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されていないとき	利用料金の全額免除
d 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校」という。）の引率者が学校等の行事で入館するとき。	入館料の全額免除
e 旅行業関係者が添乗員として入館するとき。	入館料の全額免除
f 旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。	入館料の全額免除
g わらべ館友の会会員が入館するとき。	入館料の全額免除
h わらべ館友の会会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。	入館料の2割免除
i 外国人観光客等が入館するとき。	利用料金の1/2
j わらべ館創立日（7月7日）及びとっとり県民の日、関西文化の日の館長の指定する日に入館するとき。	入館料の全額免除
k 理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。	入館料の全額免除
l その他教育、学術及び文化の振興を図るため館長が特に必要があると認めたとき。	入館料の全額免除

イ 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合等、入館促進のため館長が特に必要があると認めるときは利用料金を減免するものとします。この場合において、減免率は入館料の2割とします。

- (ア) 鳥取県または鳥取市が主催、共催等する観光客を誘致するためのキャンペーンの参加者が入館する場合
- (イ) 旅行業者等の企画する、わらべ館を立ち寄り先とした旅行商品の利用者が入館する場合
- (ウ) 鳥取市内で開催される全国規模のイベント及び複数県が参加する会議の開催期間中とその前後の日に、参加者が入館する場合
- (エ) 雑誌やインターネット等に入館割引券を付した広告を掲載し、その割引券を持参した者が入館する場合
- (オ) 誘客のため近隣の類似施設等に入館割引券を設置し、その割引券を持参した者が入館する場合
- (カ) 前各号に定めるもののほか、利用料金を減免することで、利用者の増加や宣伝効果が見込めると館長が判断する場合

(6) 施設の利用促進に対する考え方

文化施設、生涯学習施設、観光施設として、子どもから高齢者まで楽しんでいただけるよう、魅力ある展示やイベントの開催、友の会会員拡大やリピーター対策を実施します。また、広く県内外に広報誌の配布やホームページによる情報の提供、マスコミ等広報媒体の活用や関係機関との連携を通じたきめ細かな広報を行い、旅行代理店、旅館・ホテル等への営業活動を通じた利用促進に努めます。

施設の利用促進に関しては、メインターゲットを利用者の半数以上を占めるファミリー層、特に小学校入学前後の子どもを連れた親子に設定し、この層に向けた文化事業を重点的に実施します。少子高齢化により潜在的な利用者の母数の減少が予想されることから、平成 30 年度に新設した友の会シニア会員制度の広報やシニア向けイベントの拡充などにより、新たな利用者層の開拓と利用の定着に取り組みます。

(7) 地域の賑わいの創出に向けた取り組み

地域に人の動きを生み出そうと、2020年6月に鳥取市のまちなかやわらべ館を舞台に開催される“鳥取夏至祭”に、わらべ館も共催メンバーとして参加します。当日は、わらべ館 25 周年企画として夜間に開館し、ダンサーやミュージシャンが、展示室で即興ダンスや音楽のパフォーマンスを行います。



このほか、円通寺人形保存会など地元で活動する人形芝居座と協力し、地域に根付く郷土文化を来館者に紹介する機会を設けます。

また、鳥取県ミュージアムネットワークの一員として、近隣の鳥取県立博物館ややまびこ館

等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引を実施し、市街地全体に人の流れが生まれるよう取り組みます。利用者が一部重なる、鳥取おやこ劇場とは、昨年度に引き続き共催イベントを計画しています。

(8) 個人情報の保護についての考え方

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、財団の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。

(9) 情報公開についての考え方

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例を遵守するとともに財団の「情報公開規程」に基づき、適正に対応します。また、毎年の事業計画や予算決算の状況など法人の情報については広く一般の閲覧に供し、公益法人として透明性のある組織運営に努めます。

3 文化事業の実施計画

(1) 文化事業実施についての基本方針

ア 童謡・唱歌やおもちゃに関する資料収集、調査研究についての事業の充実を図るとともに、その成果について全国に情報発信します。

イ 童謡・唱歌やおもちゃに関する啓発普及を図るため、創意工夫をした展示や講演会、コンサートの開催、体験コーナーの設置など魅力あるイベントを実施します。

ウ 施設の役割や存在意義を高めるため、住民団体、文化団体、並びに学校教育等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。

エ 童謡・唱歌やおもちゃについて、幼児や児童・生徒、大人などが学び楽しむことのできる「体験プログラム」を用意し、常設展示の観賞や一般のイベント参加にプラスしたわらべ館での楽しみ方を提案します。

オ 荒天のみ利用する入館者に晴れた日も楽しめる事をアピールするため、隣接する「わらべ夢ひろば」を活用したイベントに取り組み、わらべ夢ひろばの楽しい遊び方を提案します。入館者にわらべ館とわらべ夢ひろばを行き来しながら、幅広い遊びや魅力を感じていただく努力をします。

(2) 資料収集、保管、公開及び利用について

ア 鳥取県ゆかりの音楽家に関する資料、童謡・唱歌の成立過程及び歴史的な変遷に関する資料、現代の童謡・唱歌及び子どもの歌に関する資料等、広く童謡・唱歌に関する資料を収集します。

イ 日本のおもちゃを中心に、広く世界のおもちゃ資料を収集します。また、おもに鳥取や山陰、中国地方で活動するおもちゃ作家の作品も収集に努めます。

ウ 童謡・唱歌資料収集委員会やおもちゃ資料収集委員会の意見を参考にして、適切な資料収集に努めます。

エ 収集した資料を整理するとともに、収蔵庫の温度、湿度等に十分配慮し、定期的に状態について調査を行うなど適切な保管に努めます。

オ 収集した資料や調査研究の成果について企画展を実施するなどし、適宜公開を行います。また、収蔵資料の一覧を公表するとともに、公開が可能なものについては来館者の閲覧に供します。

(3) 資料収集の具体的内容

ア 小学校・中学校の音楽の教科書、ならびに教材（CD、ワークブック）を収集するため寄贈の呼びかけや教科書図書館等関連施設の所蔵資料の複写を行います。

イ 童謡・唱歌に関する古書を収集するため、適時古書業者の目録を確認し、購入します。

ウ 郷土の音楽家に関する情報、資料を収集するため、関係者への取材を行い、研究論文等も積極的に収集します。

＜当年度重点的に収集するもの（童謡・唱歌）＞

・加藤省吾没後 20 年やオリンピック開催にあわせ、企画展などで使用可能な資料の収集や情報収集に引き続き努めます。

エ 鳥取及び近隣地域に在住のおもちゃ作家やコレクター等、おもちゃ関係者との連携を密にし、作品や情報の収集を行います。

オ おもちゃに限らず、おもちゃの歴史や社会的背景を知るうえで必要な文献や史料を古書店等から購入します。

＜当年度重点的に収集するもの（おもちゃ）＞

ロボット玩具（カレル・チャペック戯曲『R.U.R.』刊行 100 年）・チェコ（国交 100 周年）関連等の時宜に適ったおもちゃ、遊具の収集を重点的に行います。

(4) 調査研究について

ア 大学等の研究機関や一般の研究者との連携を深め、一般の方の協力も得ながら調査研究を行います。

連携先と連携内容

- ・類似館との資料貸借、情報共有による展示、調査。
- ・永井幸次が創立した大阪音楽大学との情報交換、資料提供。
- ・島根大学との自由研究講座等の連携。

- ・鳥取大学、鳥取短期大学との参加型・鑑賞型イベント事業の実施。
- ・鳥取環境大学との情報交流、イベント事業の企画協力。
- ・地域のNPO法人等との参加型・鑑賞型イベント事業の企画協力、実施。

イ 童謡・唱歌やおもちゃに関する調査研究の成果を研究・情報誌として発行するとともに、ホームページで広く発信し、童謡・唱歌やおもちゃの拠点施設としての充実を図ります。

(5) 童謡・唱歌をテーマとした文化事業に関する考え方

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」ため、次に掲げる事業を行います。

なお、多くの方に参加していただくため、館内で開催するイベント等の催しものは原則として入館料のみで参加できるものとします。受益者負担の観点から、入場料や材料代等の参加費を徴収する場合にあっては、営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

ア 童謡・唱歌体験事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。

(ア) 唱歌教室

昭和初期の尋常小学校を再現した童謡館の木造教室において、当時の「音楽」の教科である「唱歌」の模擬授業が体験できる唱歌教室を開催します。講師のオルガンに合わせ、岡野貞一や田村虎蔵の曲のほか季節の唱歌をうたいます。



毎週土曜日に定例開催するほか、団体利用者の来館時には希望に応じて臨時開催を行い、広く唱歌に触れる機会を提供します。団体向けの唱歌教室では、わらべ館謹製のオリジナル唱歌集を教科書として使用し、希望者には廉価(200円)にて販売も行います。地域文化の担い手育成のため、講師には地元の音楽関係者を起用します。

開催場所	回数	事業費
木造教室	定例開催 60 日 臨時開催 95 日	1,218 千円

(イ) 童謡コンサート

県内で活動する声楽家やピアニスト等の地元の音楽家を“わらべ館童謡・唱歌推進員”に任命し、二人一組で県内の保育園や小学校、県外の公共ホール等に派遣します。わらべ館以外で童謡コンサートを開催することにより、普段わらべ館までなかなか来られない遠方の方にも童謡・唱歌の魅力に触れていただく機会を提供します。子どもから大人まで多くの方に参加していただくことにより童謡・唱歌の普及啓発を図ります。



年間の実施回数は県外 2 会場を含む 20 会場を予定しています。原則 50 名以上の来場者が見込める会場で開催し、いべんとほーるで行う事前リハーサルは、推進員と調整しながら可能なものはわらべ館利用者にも公開して、普及の機会とします。

開催場所	回数	事業費
県内の保育園や小学校、公民館 のほか公共ホール等	年間 20 会場 (県内 18、県外 2)	1,716 千円

(ウ) 童謡・唱歌普及事業

土日を中心に館内で童謡・唱歌を切り口としたさまざまなコンサートや音楽イベントを開催し、わらべ館への来館を促すとともに、利用者に童謡・唱歌の魅力を伝えます。参加体験型のイベントを多く実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。出演者には地元の音楽家や演奏グループを積極的に起用し、演奏活動の場を提供します。



また、いべんとほーるや近隣のホールを会場に、プロのアーティストやパフォーマーを招き、地方にあっては採算等の面で触れる機会の少ない高いレベルの演奏を低廉な価格で提供します。シニアに向けては、童謡・唱歌をはじめ往年の流行歌等もうたえる歌声喫茶など、年配の方にも楽しめるイベントの拡充に努めます。

開催場所	回数	事業費
館内及び近隣の公共ホール等	休日や祝日を中心 に通年で開催	4,855 千円

イ 調査研究、資料収集事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。

(ア) 調査研究事業



鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌全般に関する調査研究を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、知識情報の集積を図ります。年一回開催する童謡・唱歌講演会には、第一線で活躍する研究者や有識者、演奏家を招き、童謡・唱歌の貴重なエピソードや知られざる裏話を紹介します。また、一年間の活動の成果を研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめ、関連施設や教育機関、希望者に無償で配布します。

同時に、調査研究や資料収集の成果を活かして、幅広い世代への啓発普及を図ります。小中学生向けには、地域の大学の研究室の協力を得ながら行う「夏休み自由研究講座」や、専門員による体験プログラム「鳥取の音楽家について学ぼう！」等の開催や、依頼により鳥取の音楽家に関する館内外での講演講義を行う等、年度ごとに効果的な手法を検討しながら啓発普及に取り組みます。

開催場所	回数	事業費
講演会：いべんとほーる 夏休み自由研究講座：ライブラリー	年1回、 夏休み期間中	1,749千円

(イ) 資料収集事業

年度ごとの資料収集方針に沿って計画的な資料収集を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての機能の強化、顕彰施設としての内容の充実を図ります。大学教授や音楽教諭等の外部の有識者からなる資料収集委員会を組織し、資料収集方針の策定等に外部の専門家の視点を取り入れます。

資料収集の基本方針としては、郷土の音楽家にまつわる資料を積極的に収集するとともに、現代の子どものうたである小中学校の音楽教科書を重点的に収集します。

童謡・唱歌に特化した常設展示を持つ国内唯一の施設として、収蔵資料の充実に努め、童謡館展示のより一層の内容の充実を図ります。

開催場所	回数	事業費
古書店からの買い入れ、個人や団体等からの寄贈等	通年	1,127 千円

ウ 展示事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県ゆかりの音楽家の業績を顕彰し、童謡・唱歌に対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。

(ア) 企画展

作品の発表年や音楽家の生没年等、その年々に節目を迎える作品や音楽家を題材に、専門員が定めたテーマに沿って年3回の企画展を開催します。収集した資料の中で、調査研究の成果が発表できるものについては、企画展の中で取り上げます。また企画展の関連イベントとして、テーマに合わせたミニコンサート等を実施し、多くの方に企画展を見に来ていただけるよう工夫します。



当年度企画展の予定 加藤省吾（没後 20 年）展ほか

開催場所	回数	事業費
うたの広場	3 回	—

※事業費については、調査研究事業と共用とします。

エ 基金事業



鳥取県立童謡館基金を財源に、童謡・唱歌の魅力を伝えるさまざまな文化事業を実施します。当年度は鳥取県立童謡館の開館 25 周年に当たることから、記念となる基金事業を計画しています。

開催場所	開催時期	事業費
館内	7月（予定）	1,500 千円

（6）おもちゃをテーマとした文化事業に関する考え方

包括的なおもちゃ文化の体験の場を広く一般に提供し「おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資する」ため、次に掲げる事業を行います。

なお、多くの方に参加していただくため、館内で開催するイベント等の催しものは原則として入館料のみで参加できるものとします。受益者負担の観点から、材料代等の参加費を徴収する場合には営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

ア おもちゃ文化体験事業

「おもちゃ」をテーマとした様々な参加、体験型の事業を実施し、世代や性別を超えたおもちゃと遊びの文化体験の場を提供します。また、入館者に人気のある独楽を販売し、家庭や地域でおもちゃに親しんでいただく機会を提供します。

（ア）おもちゃワールド

児童の夏季休暇や冬季休暇に合わせ、いべんとほーるを会場に最新のおもちゃで自由に遊べる「おもちゃワールド」を開催します。ミニカーや鉄道おもちゃ、ままごとセットやボードゲーム等、子どもたちに人気のおもちゃを定番から流行まで揃え、常設展示とはひと味違った現代のおもちゃ文化に触れる機会を提供します。家族や入館者同士が相互にコミュニケーションを図る遊び場として活用することで、子どもの創造性や協調性、社会性を育みます。



開催場所	回数	事業費
いべんとほーる	夏休み及び冬休み期間の2回（いずれも1ヶ月間程度）	3,458 千円

(イ) おもちゃづくり体験



工作人员の指導を受けながら、保育園児程度から木工が楽しめるおもちゃづくり体験を2階のおもちゃ工房で提供します（参加にはわらべ館オリジナル工作キットの購入が必要です）。通常編として第一土曜日を除く毎土日と月曜祝日に開催するほか、長期編としてGWや夏休み期間など年間150日程度開催します。10名以上のグループには臨時開催も受け入れ、おもちゃづくりを通じたものづくりの楽しさや、工具の使い方、おもちゃの仕組みやその工夫を伝えます。

また、つくつく工房と題して、地元のものづくり作家等を講師に招き、木工以外的工作体験も年8回程度開催します。

- ・キットの種類：16種類（9ピースジグソー290円ほか）
- ・通常編：土曜日曜（第一土曜除く）月曜祝日 長期編：春編・GW編・夏編・冬編
- ・通常編と長期編の工作指導スタッフとしてアルバイトを雇用します。臨時編は職員が対応。

開催場所	回数	事業費
おもちゃ工房	通常編、長期編として年間150日程度。 つくつく工房は年8回程度	4,464千円

(ウ) おもちゃの病院&銀行

利用者の持ち込む壊れたおもちゃを、ボランティアのおもちゃドクターが修理する「おもちゃの病院」を毎月定期的で開催します。おもちゃ修理の様子を子どもたちにも見てもらい、物を大切にする心やおもちゃの仕組みに対する興味関心を喚起します。修理は無料で行いますが、部品代等の実費を徴収することがあります。



また「おもちゃの銀行」では、子どもが大きくなったりするなどして家庭で不要になったおもちゃを引き取り、メンテナンスを施して年一回クリスマスの前に希望する子どもたちにプレゼントするイベント（クリーニングワークショップ等）を開催します。おもちゃのリサイクルを通して、物を大切にする心を涵養します。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントランス ホール	12回（病院） 1回（銀行）	368千円

(エ) おもちゃ文化普及事業

土日を中心に館内でおもちゃと遊びを切り口としたさまざまな体験イベントを開催し、



わらべ館への来館を促すとともに、利用者におもちゃの魅力を伝えます。

プロの出演者による独楽やけん玉のパフォーマンス、職員によるおもちゃショーなど参加体験型のイベントを実施し、おもちゃ文化の普及に取り組みます。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントランス ホール等	土日、祝日を中心に 通年で開催	1,116千円

イ 調査研究、資料収集事業

平成元年に開催された「'89 鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、世界各地のおもちゃ資料を収集、保管するとともに、おもちゃ専門員による調査研究を行います。

(ア) 調査研究事業

おもちゃの収集資料や遊びに関する調査、研究を進め、その成果を展示やレファレンス等に反映します。ホームページ等で継続的に情報を発信することで、おもちゃをテーマとする拠点施設としての充実を図ります。また、教育機関や一般の研究者、類似施設等との連携を深め、調査研究活動に活かします。

専門家や研究者による講演や実演、ワークショップを行う「遊ゆう学舎」を開催し、遊びと学びのより深い理解を得る機会とします（キット代等徴収する場合あり）。わらべ館のエントランスホールを「エントランスギャラリー」として一般に開放し、おもちゃに関連するものづくりやコレクションの展示、情報交流の場として提供します。



開催場所	回数	事業費
「遊ゆう学舎」: いべんとほーる、 「エントランスギャラリー」: エン トランスホール	1回/ 3回程度	1,204千円

(イ) おもちゃ資料収集事業

国内外のあらゆるおもちゃ資料の収集に努め、おもちゃの拠点施設としての展示内容をさらに充実させます。わらべ館の収集品で日本のおもちゃの歴史の変遷が説明可能となるよう、特に古い日本のおもちゃや、最新技術を搭載したおもちゃ、館の収集方針に則った資料の収集に力をいれるとともに、収蔵庫の温湿度管理を徹底し、最適な保存環境に努めます。資料収集委員会における助言、指導を参考に資料収集方針に則った玩具資料を購入するとともに、寄贈の呼びかけも行います。収集した資料は適正な管理のもと、常設展や企画展等の展示・参考資料として調査・研究に活用します。

開催場所	回数	事業費
玩具店・古物商・古書店等より 購入、個人や団体等からの寄贈	通年	1,500千円

ウ 展示事業

「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、おもちゃに対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。

(ア) おもちゃと遊びの企画展

収集したおもちゃの中で、調査、研究が終わり、その成果が発表可能となった資料や、遊びに関する資料を中心に企画展を開催します。また、外部から資料を借りて特別展を開催することで、おもちゃの歴史や資料的価値を周知するとともに、報告書の発行により、展示資料に関する情報発信も行います。



企画展のテーマ (タイトルは仮)

「チェコのおもちゃ」

「ロボット展」 等

開催場所	回数	事業費
ギャラリー童夢、エントランスホール	5回	—

※事業費については、調査研究事業と共用とします。

エ 基金事業



鳥取世界おもちゃ館基金を財源に、おもちゃの魅力を伝えるさまざまな文化事業を実施します。当年度は鳥取世界おもちゃ館の開館 25 周年に当たることから、記念となる基金事業を計画しています。

事業名	開催時期	事業費
おもちゃ館開館 25 周年事業	7 月（予定）	1,500 千円

(7) 鳥取県立童謡館と鳥取市立鳥取世界おもちゃ館の共同で実施する事業に関する考え方

童謡館と鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし「わらべ館」として、両館の魅力を伝える事業と広報事業を行います。童謡・唱歌とおもちゃの相乗効果による利用促進を図り、館内利用を通じた幅広い層への童謡・唱歌とおもちゃ文化の一体的な普及を目指します。

本事業は、指定管理委託料を財源とせず、法人の収入とすることになっている入館料収益等の文化事業収益を、わらべ館の利用促進のため事業費として再投資するものです。

ア 入館促進事業

自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等、世代を問わず楽しめるわらべ館ならではの魅力溢れるイベントを開催し、わらべ館への誘客を図ります。プロの出演者だけでなく地元のパフォーマー、職員による歌やパネルシアター、ボードゲームや工作などを織り交ぜながら、季節の行事や催しに合わせたタイムリーな参加型イベントを開催します。



また、紙芝居やわらべうたあそび等の登録ボランティアによる少人数対象のミニイベントを毎週開催し、日々気軽にわらべ館に足を運んでもらえるよう工夫します。

わらべ館オリジナルグッズの手ぬぐいを1本800円で販売し、売上は事業費に充当します。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントランスホール等	通年	1,854千円

イ 広報事業

旅行情報誌やフリーペーパー、インターネット等の各種媒体を通じて、県内外に向けたわらべ館の紹介やイベント情報の告知を行い、知名度の向上と利用促進を図ります。県東部の園児や小学生、友の会の会員に向けては2か月に1回、GWや夏休み前には全県下の園児と小学生にイベントカレンダーを送付してイベント情報等の告知を行います。

鳥取砂丘や観光案内所、道の駅等の観光立ち寄り先にパンフレットや入館割引券の設置を行い、県東部地域を訪れる観光客の誘客を図ります。また、県中西部や但馬地方等わらべ館の知名度が十分でない場所に向けても、普段から行けるスポットとして認知向上に努めます。GWや夏休みに多くなる県外客に向けては、関西圏のファミリー層をターゲットに、旅行情報誌や旅行サイト等に館の認知度アップに向けた広告を出稿します。

対象	回数	事業費
県内外のファミリー層とシニア世代の団体客	通年	6,662千円

(8) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

(ア) 全職員を対象に毎年接遇研修を行なうとともに、毎日朝礼で出勤者全員による「出会いの挨拶」を実施し、入館者を「おもてなし」の気持ちと笑顔でお迎えします。「顧客満足」の観点に立って「来て楽しい、また行ってみたい」と思ってもらえるように、改善すべき点を話し合い常にサービス向上に努めます。また、入館者と最初に相対する受付職員の対応は特に大切であり、専門的な研修を行います。

(イ) 団体客の入館時に、受付職員が館内案内ボード前で館内の紹介を行い、見学や活動に役立てていただきます。定期的に館内外を巡回し、施設の状況を点検するとともに入館者の安

全を確保し、不備な点は速やかに改善することにより、館内外を常に良好な状態に保ち、入館者に快適に過ごしていただきます。利用者サービスの一つとして、わらべ館と屋外駐車場との間に貸し傘を設置し、雨天時の利便性を高めます。

(ウ) 入館料等の支払方法としてキャッシュレスによる対応を今後も継続するとともに、新たにおもちゃづくり体験のキット購入用として工房入口に自動販売機を設置し利用者の利便性向上に努めます。

(エ) 自然災害などが発生した際に、適切かつ速やかに入館者の安全の確保や避難誘導ができるように、日ごろから防災意識を高めるとともに、地域と連携した効果的な防災訓練を実施します。

(オ) イベントカレンダー等の定期的な発行やホームページやスタッフブログの充実、観光情報誌やフリーペーパー等の活用、チラシ・ポスターの配布、懸垂幕、立看板等により、きめ細かい情報提供を行うことで利用促進を図ります。

(カ) 多目的ホールの利用料金、収容人員等の施設案内を広報し、利用促進を図ります。

(キ) 外に開かれた施設として、館内ボランティア制度に基づき、紙芝居実演のほか、わらべうた遊び実演、イベントのサポート、おもちゃ修理等の様々な分野でボランティアを活用し、継続して活動していただきます。

(ク) 文化観光施設として、県内及び近県の旅行会社、バス会社、旅館、ホテル等を訪問して営業活動を行い団体客の誘致を図ります。また、小学校や幼稚園、保育所、公民館等にわらべ館のイベント等の情報提供を行い利用促進に努めます。

(ケ) 県内の類似施設や近隣の文化施設・観光施設と連携して利用促進に努めるとともに、入館者へのサービスとして県内の観光情報やイベント情報を提供します。特に、鳥取砂丘ごども国、とっとり花回廊と連携して、互いに年間パスポート券利用者の割引制度を活用して継続して誘客に努めます。また、鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館による、相互のチケット・年間パスポート券等で特典が受けられる制度を活用して誘客に努めます。

4 利用者数及び利用料金の収入見込み

(1) 利用者数

(ア) 入館者数

年間の入館者数については、少子化や団体旅行の減少等依然として厳しい社会情勢ですが、引き続き年間 12 万人を目標とします。(昨年度目標 12 万人)

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9,000	11,000	9,000	11,000	19,000	9,000	10,000	10,000	7,000	8,000	8,000	9,000	120,000

(イ) 県立童謡館多目的ホール(愛称：わらべ館いべんとほーる)

多目的ホールの利用については、休館日を除く年間 350 日を利用可能日として設定し、館の実施する文化事業の会場として利用するほか、利用のない日は積極的に一般利用者への貸し出しを行い、年間 210 日、利用率 60%を目標とします。

(2) 利用料金の収入見込み

以下のとおり設定します。

(ア) 入館料収入

15,228 千円 (昨年度 15,633 千円)

(イ) 多目的ホール利用料収入

2,118 千円 (昨年度 1,696 千円)

(ウ) わらべ館友の会会費収入

1,794 千円 (昨年度 1,670 千円)

(エ) 文化事業収入 (コンサートチケット売上等)

231 千円 (昨年度 615 千円)

(オ) 童謡事業館内販売売上収入 (唱歌集等)

110 千円 (昨年度 165 千円)

(カ) おもちゃ事業館内販売売上収入 (おもちゃ教室キット等)

1,945 千円 (昨年度 1,830 千円)

5 委託業務に係る収支計画

別紙のとおりです。

6 再委託、工事請負の発注予定

(1) 再委託の発注予定とその考え方

(ア) 施設の維持管理に係る業務で清掃、機器の保守点検、警備等の専門的な知識や技術を要するものについては外部委託を行い、効率的な運営を行います。

外部に委託する業務内容
清掃業務及び建築物環境衛生管理業務
空調及び衛生設備保守点検業務
消防用設備保守点検業務
エレベーター保守点検業務
自動扉保守点検業務
自家用電気工作物保安業務
庭園管理業務

館内機械警備業務
不可燃物・産業廃棄物処理委託業務
館内の展示装置保守点検業務
建築基準法に基づく点検業務
からくり時計保守点検業務
雨水管・污水管洗浄業務
冷却水系ブラッシング作業業務
収蔵庫燻蒸業務
滝清掃業務
展示ケース清掃業務
館内清掃保守点検業務
自動販売機設置業務（鳥取市専有部分）
その他施設の維持管理に必要な業務

(イ) 童謡・唱歌及びおもちゃに関する文化事業の実施に際して、内容の充実を図るため、プロの出演者やプロモーター等に公演等の業務を委託することがあります。

(ウ) 業務に必要な知識の獲得や技能の向上のため、必要に応じて外部講師に職員の研修を委託します。

(エ) その他館長の判断により、館の運営に際して専門的知識・技能を要する業務を外部に委託することがあります。

(2) 工事請負の発注予定

工事請負の発注予定はありません。

(3) 委託先選定の考え方

委託先の選定方法は、財団規程により定めるとともに、原則として特殊な技術知識を要するものや少額のものを除き、指名競争入札、複数年契約により行い、経費の節減に努めます。

令和2年度委託業務に関する収支計画書（資金ベース）

(単位:千円)

区 分		内 訳	金 額
収 入 項 目	県委託料収入	童謡館指定管理委託料	77,332
	市委託料収入	鳥取世界おもちゃ館指定管理委託料	76,332
	利用料金収入	入館料 15,228、ホール利用料 612、友の会収入 1,794	17,634
	事業収入	童謡事業 180、おもちゃ事業 41、共同事業 10	231
	館内販売売上収入	童謡事業 110、おもちゃ事業（工房キット他）1,945、共同 20	2,075
	基本財産運用収入	鳥取県債利息	144
	雑収入	自販機販売手数料収入 500、預金利息ほか 186	686
	基金取崩収入	童謡館基金 1,500、鳥取世界おもちゃ館基金 1,500	3,000
収入合計 (A)			177,434
支 出 項 目	人件費(常勤職員)	館長、常勤職員分（非常勤役員等の報酬240は財団管理費で計上）	63,567
	人件費(非常勤職員)	受付職員分	12,230
	管理運営費		66,650
	旅 費	費用弁償 20、研修講師旅費 80	100
	通信運搬費	電話料金、郵券等	540
	消耗品費	事務用品・施設管理消耗品 900、照明電球 540、展示プロジェクターランプ 360、新聞書籍 270、用紙類 360	2,430
	印刷製本費	コピー代 292、封筒印刷他 247、パンフレット入館券 541	1,080
	燃料費	館用車燃料代 90、自家発電機軽油代 10	100
	光熱水費	電気 11,460、上水道 700、下水道 374、ガス 4,714	17,248
	賃借料	展示関係著作権使用料 841、事務機器等リース料 1,521	2,362
	保険料	入館者賠償責任保険 100、出演者等傷害保険 80、自動車保険他 134	314
	諸謝金	職員研修講師謝金	30
	公課費	消費税・印紙等 5,600	5,600
	委託費	館内清掃建築物環境衛生業務 18,810、空調衛生設備保守 3,960、消防設備保守 1,485、エレベーター・自動ドア保守 1,869、展示装置等保守 4,258、その他施設設備保守警備等委託料 2,214	32,596
	支払手数料	エージェント手数料、送金手数料等	900
	修繕費	施設設備等修繕費	3,000
	その他経費	観光エージェント契約更改負担金、消耗什器備品費等	350
	文化事業費		32,480
	童謡・唱歌に関する事業	別紙内訳のとおり	11,742
	おもちゃに関する事業	別紙内訳のとおり	12,438
童謡館とおもちゃ館の共同事業	別紙内訳のとおり	8,300	
財団管理費	理事会費 275（うち非常勤役員等報酬240）、事務局費 2,232	2,507	
支出合計 (B)			177,434

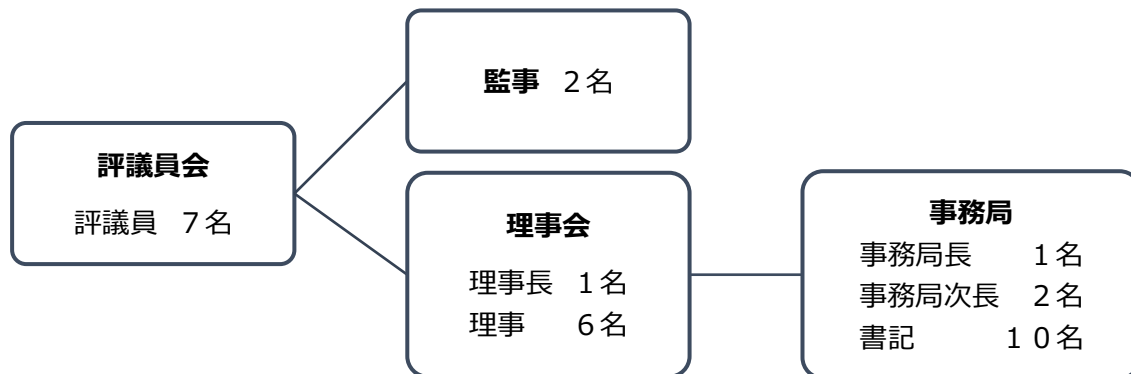
令和2年度事業費内訳書（財源区分付き）

（単位：千円）

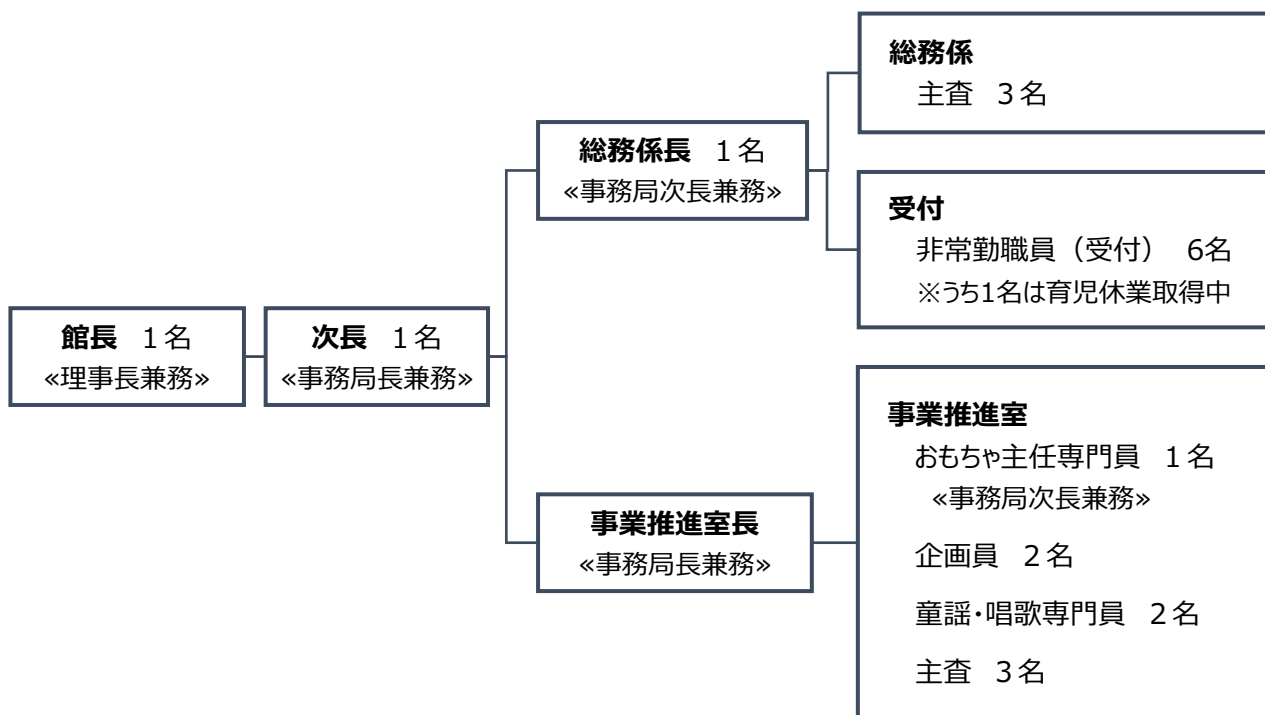
事業名	金額	（財源区分）		
		県	市	財団
受託施設管理事業	63,650	31,167	31,167	1,316
童謡館修繕費	1,500	1,500		
おもちゃ館修繕費	1,500		1,500	
小計	66,650	32,667	32,667	1,316
童謡・唱歌に関する事業				
唱歌教室	1,118	1,008		110
童謡コンサート	1,576	1,576		
童謡・唱歌普及事業	4,688	4,508		180
童謡・唱歌調査研究	1,733	1,733		
童謡・唱歌資料収集	1,127	1,127		
【基金】童謡館25周年事業	1,500			1,500
小計	11,742	9,952	0	1,790
おもちゃに関する事業				
おもちゃワールド	2,708		2,708	
おもちゃづくり体験	4,364		2,567	1,797
おもちゃの病院&銀行	238		237	1
おもちゃ文化普及	954		776	178
おもちゃ調査研究	1,174		1,164	10
おもちゃ資料収集	1,500		1,500	
【基金事業】おもちゃ館25周年事業	1,500			1,500
小計	12,438	0	8,952	3,486
童謡館とおもちゃ館の共同事業				
入館促進事業	1,658			1,658
広報事業	6,642			6,642
小計	8,300	0	0	8,300
人件費	75,797	34,713	34,713	6,371
法人管理費	2,507			2,507
合計	177,434	77,332	76,332	23,770

令和2年4月1日時点

財団組織図



わらべ館体制図



館長 1名

職員 13名、非常勤職員（受付） 6名 計20名

※このうち非常勤職員（受付）の定数は5名